

島田市訪問看護ステーションの新体制の整備について

1 目的

島田市訪問看護ステーションと市立島田市民病院訪問看護係との体制を再構築し、利用者の状態に応じた24時間365日対応可能な訪問看護ステーションの体制とすることにより、市の在宅医療の推進を図り、2025年を見据え、当市の市民病院及び診療所を中心とした地域医療体制の維持に寄与する。

2 理由

- (1) 2025年問題等の状況 ⇒ 在宅医療の重要性の高まり
- (2) 往診等の状況 ⇒ 訪問看護の充実の必要性
- (3) 市内の訪問看護ステーションの状況 ⇒ 市による取組の必要性

3 新体制の概要（案）

- (1) 事業は、現在の島田市訪問看護ステーションと同様に、次の「3事業」を行うものとする。
 - ア 居宅介護支援事業
 - イ 訪問看護事業（医療）
 - ウ 訪問看護事業（介護）
- (2) 新たな体制での事業の開始は、「平成28年度」を目標とする。
- (3) 営業日等については、次のとおりとする。

	訪問看護事業		居宅介護支援事業
	介護保険	医療保険	
営業日等	月～金 ※利用者の状態を判断し、必要に応じて日曜日、土曜日、祝祭日及び年末年始も実施 基本営業時間 8:30～17:15 ※上記の時間以外は、電話待機		月～金 ※祝祭日及び年末年始を除く。 基本営業時間 8:30～17:15

- (4) 事務室については、市民病院健診センター3階を検討している。

